

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和57年7月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 この基金が成立した日において、この基金の成立と同時に加入員の資格を取得した者については、その資格の取得に関し第43条の規定による標準給与の決定を行わず、昭和57年7月における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。

(事業年度に関する経過措置)

第3条 この基金が成立した当初の事業年度は、第83条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から始まり昭和58年3月31日に終るものとする。

(再計算に関する経過措置)

第4条 第90条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の掛金の額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

(経過遺族一時金)

第5条 この基金が成立した日において、加入員となった者であって加入員期間1月以上3年未満で死亡により加入員の資格を喪失した者のうち死亡のとき55歳に達している者については、その者の遺族に経過遺族一時金を支給する。

2 経過遺族一時金の額は、加入員であった全期間の平均標準給与月額に0.215を乗じて得た額とする。

(経過脱退一時金)

第6条 この基金が成立した日において、加入員となった者であって加入員期間1月以上3年未満で脱退により加入員の資格を喪失した者のうち脱退のとき55歳に達している者については、その者に経過脱退一時金を支給する。

2 経過脱退一時金の額は、加入員であった全期間の平均標準給与月額に0.215を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により経過脱退一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加入員の資格を取得したときはその者については第1項及び前条第1項の規定を適用しない。

4 経過脱退一時金の計算の基礎となった加入員期間については、第65条の規定を準用する。

(選択一時金)

第7条 この基金は、当分の間、次の各号の一に該当する場合に、その者に選択一時金を支給する。ただし、その者が加入員であるときは、この限りでない。

(1) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金の裁定請求と同時に一時金の選択を申し出たとき。

(2) 第55条第4項の規定により支給を停止されている第1種退職年金の受給権者が、一時金の選択を申し出たとき。

(3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後10年を経過する前に一時金の選択を申し出たとき。

2 選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号又は第2号に該当する場合第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に、選択時の年齢に応じ、別表第5に定める率を乗じて得た額

(2) 前項第3号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金に相当する額に、既に加算年金額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額

(支給の効果)

第8条 第1種退職年金の受給権者が選択一時金の選択を申し出たときは、その者に支給する第1種退職年金の額は、第47条及び第53条第1項の規定にかかわらず、基本年金額に相当する額とする。

2 選択一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金額のうち加算年金額に相当する部分、脱退一時金又は遺族一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額

の計算の基礎となった再加入前の加入員期間は加入員でなかったものとみなす。

(特例掛金)

第9条 この基金は、第74条、第75条及び第78条に規定する掛金のほか、第10章に規定する信託契約及び保険契約並びに業務の委託の実施に要する費用に充てるため特例掛金を徴収する。

2 前項の特例掛金の額及び負担方法については、代議員会の議決を経て別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 大正10年4月1日以前に生まれた者であって、昭和61年3月31日において、この基金の加入員であった者(昭和61年4月1日に変更後の規約第38条の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く。)は、昭和61年4月1日に、当該加入員の資格を喪失する。

(代議員及び役員の資格に関する経過措置)

第3条 この基金の代議員及び役員の資格については、昭和61年3月31日(同日において現にこの基金の代議員又は役員である者については、その任期が終了する日)までの間、変更後の規約第8条及び第10条第1項中「加入員」とあるのは「加入員(昭和63年3月31日までの間に変更後の規約第38条第5号に該当することにより加入員の資格を喪失した者及び前条の規定により加入員の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失したときから引き続き設立事業所に使用されているものを含む。)」とする。

(代議員及び役員の任期に関する経過措置)

第4条 昭和61年4月1日前にこの基金の代議員及び役員に選任され、同日まで引き続きその資格を有する者に係る任期については、変更後の規約第9条第1項及び第28条第

1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給付に関する経過措置)

第5条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金の受給権者については、変更後の規約第52条、第53条、第55条及び第56条の規定を適用せず、変更前の規約第52条、第53条(第3項第2号及び第3号を除く。)第55条及び第56条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規約第55条第3項及び第4項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項」とあるのは、「法附則第11条」と読み替えるものとする。ただし、改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者の退職年金の支給期月については、昭和61年12月31日までの間は、変更前の規約第49条の規定は、なおその効力を有する。

2 この基金が支給する年金たる給付であつて、昭和61年4月1日前に支給事由の生じたもの(前項に規定する者に支給するものを含む。)については、前項及び附則第7条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 昭和61年4月1日前にこの基金が支給する年金たる給付の受給権を得た後、再びこの基金の加入員となった者に係る年金たる給付の額を昭和61年4月1日以後に改定又は裁定する場合には、前項の規定にかかわらず、変更後の規約第46条の規定によって得た額とする。ただし、その額が従前の当該年金給付の額に満たないときは、これを従前の当該年金給付の額に相当する額とする。

(経過脱退一時金)

第6条 経過脱退一時金は、大正10年4月1日以前に生まれた者で、昭和61年3月31日において加入員であつた者が、加入期間3年未満で、昭和61年4月1日に加入員の資格を喪失したとき、その者に支給する。

2 経過脱退一時金の額は、加入員であつた全期間の平均標準給与月額に、0.215を乗じて得た額とする。

(年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第7条 この基金の支給する年金たる給付のうち昭和61年4月1日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

(業務の委託に関する経過措置)

第8条 この基金が変更前の規約第82条により委託する業務のうち、国庫負担金に関する事務については、当該業務が存する間にあっては、変更後の規約第82条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(給付に関する経過措置)

第5条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)の受給権者については、変更後の規約第52条、第53条、第55条及び第56条の規定を適用せず、変更前の規約第52条、第53条(第3項第2号及び第3号を除く。)第55条及び第56条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規約第55条第3項及び第4項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項」とあるのは、「法附則第11条」と読み替えるものとする。ただし、改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者の退職年金の支払期月については、昭和61年12月31日までの間は、変更前の規約第49条の規定は、なおその効力を有する。

2 この基金が支給する年金たる給付であって、昭和61年4月1日前に支給事由の生じたもの(前項に規定する者に支給するものを含む。)については、前項及び附則第7条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 昭和61年4月1日前にこの基金が支給する年金たる給付の受給権を得た後、再びこの基金の加入員となった者に係る年金たる給付の額を昭和61年4月1日以降に改定又

は裁定する場合には、前項の規定にかかわらず、変更後の規約第46条の規定によって得た額とする。ただし、その額が従前の当該年金給付の額に満たないときは、これを従前の当該年金給付の額に相当する額とする。

附則

(経過脱退一時金)

第6条 この基金が成立した日において、加入員となった者であって加入員期間が1月以上3年未満で脱退により加入員の資格を喪失した者のうち脱退のとき55歳に達している者については、その者に経過脱退一時金を支給する。

2 経過脱退一時金の額は、加入員であった全期間の平均標準給与月額に、0.215を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により経過脱退一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加入員の資格を取得したときはその者については第1項及び前条第1項の規定を適用しない。

4 経過脱退一時金の計算の基礎となった加入員期間については、第65条の規定を準用する。

(選択一時金に関する経過措置)

第7条 第1種退職年金の受給権者は、当分の間、次条及び第7条の3に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

(選択一時金の支給)

第7条の2 第1種退職年金の受給権者に対する選択一時金は、当該受給権者が次のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(1) 第1種退職年金の裁定をしたとき。

(2) 第55条第4項の規定により支給を停止されている第1種退職年金の受給権者が、一時金の選択を希望したとき。

(3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後10年を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に

規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出理由に該当する場合にあって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(1) 第1種退職年金又は第2種退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。

(2) 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後連合会の規約の定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

3 この基金の加入員であって、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約に定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(選択一時金の額)

第7条の3 選択一時金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に、選択時の年齢に応じ、別表第5に定める率を
乗じて得た額

(2) 前条第1項第3号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額

(3) 前条第2項及び第3項に該当する者については、連合会の規約の定めるところにより計算した額

(第1種退職年金及び第2種退職年金の特例)

第8条 附則第7条の2第1項に定める選択一時金の支給を受けた場合における第1種退職年金の額は、第53条第1項の規定にかかわらず、基本年金額に相当する額とする。

2 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が附則第7条の2第2項又は第3項

の定めるところにより、その者に支給する第1種退職年金又は第2種退職年金の額のうち基本加算年金額を一時金の選択割合に応じて減額する。

3 選択一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、脱退一時金又は遺族一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額の計算の基礎となった再加入前の加入期間は加入員でなかったものとみなす。

（特例掛金）

第9条 この基金は、第74条、第75条及び第78条に規定する掛金のほか、第10章に規定する信託契約及び保険契約並びに業務の委託の実施に要する費用に充てるため特例掛金を徴収する。

2 前項の特例掛金の額及び負担方法については、代議員会の議決を経て別に定める。

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成2年2月1日から適用する。ただし、次条については、平成元年12月1日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

第2条 平成元年12月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成元年11月の標準給与の月額が76,000円以下である者又は470,000円である者（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が485,000円未満である者を除く。）の標準給与は当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年12月から平成2年9月までの各月の標準給与とする。

附則

(選択一時金の支給)

第7条の2 第1種退職年金の受給権者に対する選択一時金(次項及び第3項に規定するものを除く。)は、当該受給権者が次のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(1) 第1種退職年金の裁定をしたとき。

(2) 第55条第4項の規定により支給を停止されている第1種退職年金の受給権者が、一時金の選択を希望したとき。

(3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後10年を経過する前に一時金の選択を希望。

2 前項による選択一時金の請求は、加算年金額に相当する部分について、次の各号に定めるいずれかの割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

3 法第161条の規定により、支給に関する義務を継承した法第160条の2第3項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出理由に該当する場合にあって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出た時に、その者に支給する。

(1) 第1種退職年金又は第2種退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されたとき。

(2) 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が、基本加算年金に相当する部分の支給が開始された後、連合会の規約に定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

4 この基金の加入員であって法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を継承している者に対する選択一時金は、連合会の規定に定め

るところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(選択一時金の額)

第7条の3 選択一時金の額は、第1号又は第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に前条第2項の規定により選択一時金を請求した割合（以下「選択割合」という。）を乗じて得た額と第3号に掲げる額とを合算した額とする。

(1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に、選択時の年齢に応じ、別表第5に定める率を乗じて得た額

(2) 前条第1項第3号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額

(3) 前条第3項及び第4項に該当する者については、連合会の規約の定めるところにより計算した額

(第1種退職年金の特例)

第8条 附則第7条の2第1項に定める選択一時金の支給を受けた場合における第1種退職年金の額は、第53条第1項の規定にかかわらず、附則第7条の2第2項の規定により選択一時金を請求した次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 選択割合が4分の4の場合

基本年金額に相当する額

(2) 選択割合が4分の3の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の1を乗じて得た額との合算額

(3) 選択割合が4分の2の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の2を乗じて得た額との合算額

(4) 選択割合が4分の1の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の3を乗じて得た額との合

算額

2 選択一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金のうち加算年金に相当する部分、脱退一時金又は遺族一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額の計算の基礎となった再加入前の加入期間は加入員でなかったものとみなす。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成4年7月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成4年7月1日において現に、この規約による変更前の規約に基づく給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年1月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成5年12月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則

(選択一時金の支給)

第7条の2 選択一時金（第3項及び第4項に規定するものを除く。）は、当分の間加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

（1） 第1種退職年金の受給権を有する者が第1種退職年金のうち加算年金に相当する部分の支給期間が10年に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

(2) 加入員期間10年以上ある者又は加入員期間3年以上かつ55歳以上である者が、加入員の資格を喪失し、その後60歳に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

2 前項による選択一時金の請求は、加算年金額に相当する部分について、次の各号に定めるいずれかの割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

3 法第161条の規定により、支給に関する義務を継承した法第160条の2第3項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出理由に該当する場合にあって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出た時に、その者に支給する。

(1) 第1種退職年金又は第2種退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されたとき。

(2) 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が、基本加算年金に相当する部分の支給が開始された後、連合会の規約に定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

4 この基金の加入員であって法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を継承している者に対する選択一時金は、連合会の規定に定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(選択一時金の額)

第7条の3 選択一時金の額は、第1号又は第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に前条第2項の規定により選択一時金を請求した割合（以下「選択割合」という。）を乗じて得た額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額

(2) 前条第1項第2号に該当する場合

第46条第4項の規定により計算した額に、選択時の年齢に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年4月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成6年3月31日において現に旧規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

2 平成6年4月1日以前に加入員の資格を喪失し、同日以後再加入することなくして旧規約の支給要件を満たすに至った者に係る給付については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年11月29日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成6年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成6年10月の標準給与の月額が86,000円以下であるもの又は530,000円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が545,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月

額とみなして改正する。

2 前項の規定により改正された標準給与は、平成6年11月から平成7年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成6年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附則

(施行期日)

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年7月1日から施行する。

(給付費等の負担割合に関する経過措置)

第2条 この規約変更の施行日の属する年度について、改正後の規約第81条の規定を適用する場合には、同条第3項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは、「附則別表(1)に掲げる信託会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金信託契約において同表に掲げる割合」と、同条第4項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは、「附則別表(2)に掲げる生命保険会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金保険契約において同表に掲げる割合」とする。

別表(1)

別表(2)

信託会社	(割合)
東洋信託銀行株式会社	1 0 0 分の 6 2 . 5
日本信託銀行株式会社	1 0 0 分の 1 2 . 6
安田信託銀行株式会社	1 0 0 分の 6 . 7
三菱信託銀行株式会社	1 0 0 分の 5 . 5
株式会社大和銀行	1 0 0 分の 1 . 4
中央信託銀行株式会社	1 0 0 分の 1 . 3

生命保険会社	(割合)
住友生命保険相互会社	1 0 0 分の 4 . 8
第一生命保険相互会社	1 0 0 分の 2 . 2
朝日生命保険相互会社	1 0 0 分の 1 . 5
日本生命保険相互会社	1 0 0 分の 1 . 1
明治生命保険相互会社	1 0 0 分の 0 . 4

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 この規約による改正後の全国印刷製本包装機械厚生年金基金規約（以下「改正後の基金規約」という。）の第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権者（昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。）については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第55条第2項及び第3項の規定は適用せず、この規約による改正前の全国印刷製本包装機械厚生年金基金規約（以下「改正前の基金規約」という。）第55条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第55条第2項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

(2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第55条第2項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条 平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、その者が加入員である日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第55条の規定は適用せず、改正前の基金規約第55条の規定は、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成8年3月以前の月に係る掛金については、なお、従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

(最低保全給付から控除する過去勤務債務の未償却分に相当する給付額)

第2条 第96条に定める加入員である者の最低保全給付は、次の各号に定める場合に生じた過去勤務債務の未償却分に相当する給付額を控除したものとする。

- (1) 給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合
- (2) 給付改善した場合

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、届出の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約は、平成11年10月1日から届出までの間、給付規程で読替えるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日以前にこの規約による改正前の第76条の2の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以降に育児休業が終了するものについては、同月1日にこの規約による改正後の第76条の2の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金」という。）の受給権を有していた者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年9月の標準給与の月額が92,000円又は590,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が605,000円未満である者を除く。）の標準給与は、当該標準給与月額の基礎となった給与月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成12年9月4日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成14年2月22日から施行し、平成14年1月15日から適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成14年2月23日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成13年7月20日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成13年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年2月22日から施行し、平成14年1月15日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成14年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則

(経過遺族一時金)

第5条 この基金が成立した日において、加算適用加入員となった者であって加算適用加入員期間1月以上3年未満で死亡により加算適用加入員の資格を喪失した者のうち死亡

のとき55歳に達している者については、その者の遺族に経過遺族一時金を支給する。

2 経過遺族一時金の額は、加算適用加入員であった全期間の平均標準給与月額に0.215を乗じて得た額とする。

(経過脱退一時金)

第6条 この基金が成立した日において、加算適用加入員となった者であつて加算適用加入員期間1月以上3年未満で脱退により加算適用加入員の資格を喪失した者のうち脱退のとき55歳に達している者については、その者に経過脱退一時金を支給する。

2 経過脱退一時金の額は、加算適用加入員であった全期間の平均標準給与月額に0.215を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により経過脱退一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときはその者については第1項及び前条第1項の規定を適用しない。

4 経過脱退一時金の計算の基礎となった加算適用加入員期間については、第65条の規定を準用する。

(選択一時金の支給)

第7条の2 選択一時金は、当分の間、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 第1種退職年金の受給権を有する者が第1種退職年金のうち加算年金に相当する部分の支給期間が10年に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

(2) 加算適用加入員期間10年以上ある者又は加算適用加入員期間3年以上かつ55歳未満である者が、加算適用加入員の資格を喪失し、その後60歳に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

2 前項による選択一時金の請求は、加算年金額に相当する部分について、次の各号に定めるいずれかの割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

(支給の効果)

第8条 第1種退職年金の受給権者が選択一時金の選択を申し出たときは、その者に支給する第1種退職年金の額は、第53条第1項の規定にかかわらず、基本年金額に相当する額とする。

2 選択一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分、脱退一時金及び遺族一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、既に支給を受けた選択一時金の額の計算の基礎となった再加入前の加算適用加入員期間は加算適用加入員でなかったものとみなす。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 昭和7年4月2日以後に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日においてこの基金の設立事業所に使用される被保険者（加入員である者を除く。）であつて、同年4月1日において引き続き当該設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。ただし、第53条及び第57条についてはこの限りでない。

附則

(施行期日)

この規約は、平成14年9月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は認可の日から施行する。

(解散前不足見込額及び解散時不足額に関する経過措置)

第1条 第96条の2及び第96条の3の規定の適用については、当分の間、当該条項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成15年4月1日前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

2 第41条の規定にかかわらず、平成15年4月1日における加入員の報酬標準給与の月額、同日前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年3月における標準給与の月額を用いる。ただし、同年4月から変更前の規約第43条の規定に基づき改定する場合は、同条の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者の給付については、なお従前の例による。

2 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である者（次項に規定するものを除く。）が退職年金等の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金等のう

ち、基本年金額は、第46条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第46条第1項の規定により算定した基本年金額

3 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した後、同日以後再びこの基金の加入員となった者に係る給付のうち、基本年金額は第46条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第46条第1項の規定により算定した基本年金額

4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金等のうち基本年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本年金額から当該基本年金額に第46条第3項に規定する減額率を乗じて得た額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条第2項又は第3項に該当する者であつて、第96条に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成15年4月1日以後の加入員期間について算定した年金たる給付に、次に掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率＝ A ／ B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以後の加入員期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以後の加入員期間の月数

附則

(選択一時金に関する経過措置)

第7条 第1種退職年金の受給権者は、当分の間、次条及び第7条の3に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

(選択一時金の支給)

第7条の2 選択一時金は、当分の間、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 第1種退職年金の受給権を有する者が第1種退職年金のうち加算年金に相当する部分の支給期間が10年に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

(2) 加算適用加入員期間10年以上ある者又は加算適用加入員期間3年以上かつ55歳以上である者が、加算適用加入員の資格を喪失し、その後60歳に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

2 前項による選択一時金の請求は、加算年金額に相当する部分について、次の各号に定めるいずれかの割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

(選択一時金の額)

第7条の3 選択一時金の額は、第1号又は第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に掲げる額に前条第2項の規定により選択一時金を請求した割合（以下「選択割合」という。）を乗じて得た額とする。

（1）前条第1項第1号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額

（2）前条第1項第2号に該当する場合

第46条第4項の規定により計算した額に、選択時の年齢に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額

（第1種退職年金の特例）

第8条 附則第7条の2第1項に定める選択一時金の支給を受けた場合における第1種退職年金の額は、第53条第1項の規定にかかわらず、附則第7条の2第2項の規定により選択一時金の請求した次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

（1）選択割合が4分の4の場合

基本年金額に相当する額

（2）選択割合が4分の3の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の1を乗じて得た額との合算額

（3）選択割合が4分の2の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の2を乗じて得た額との合算額

（4）選択割合が4分の1の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の3を乗じて得た額との合算額

2 選択一時金の支給を受けたものが再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金のうち加算年金に相当する部分、脱退一時金又は遺族一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額の基礎となった再加入前の加入期間は加入員でなかったものとみなす。

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用日前の中途脱退者に係る経過措置）

第2条 この規約による変更前の規約第67条に規定する中途脱退者（平成17年9月30日までに加入員の資格を喪失した者に限る。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

（適用日前の再加入者に係る経過措置）

第3条 平成17年9月30日までに再びこの基金の加入員となった者の取り扱いについては、なお従前の例による。

（連合会基本加算年金額に相当する部分の選択一時金の特例）

第4条 この基金の加入員であって、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第9条の規定による改正前の法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、平成17年9月30日において適用されている連合会の規約の定めるところにより、当該加入員が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

2 前項に定める者であって加入員の資格を喪失した日において中途脱退者となるものに支給する選択一時金は、第63条に規定する脱退一時金とみなす。

（適用日以降に再び加入員の資格を取得した者に係る特例）

第5条 適用日から認可の日までに再びこの基金の加入員の資格を取得した連合会移換者は、第71条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する連合会からこの基金への第2種退職年金の支給に関する義務の移転を申し出ることができる。

2 前項の申出は平成18年12月28日までに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第80条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)

第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、改正後の規約第46条第2項に定める法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間（以下「減額対象期間」という。）の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第46条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以後の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第11の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

(2) 減額対象期間のうち平成15年4月1日前の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の7.125（附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

2 法第26条第1項に該当する者の前項における減額相当額の計算の基礎となる報酬標準給与の月額については、法第26条の規定の例による。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止に関する経過措置)

第3条 改正後の規約において、第46条第5項、第55条第3項、第55条の3、第59条及び第59条の3の規定は、平成19年4月1日前において老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の基本年金額に関する経過措置)

第4条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法第44条の3の規定による

老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであって、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であった期間の全部又は一部が平成15年4月1日以前の期間である場合は、改正後の規約第46条第5項中「第1項及び第2項の規定」とあるのを「第1項、第2項及び全国印刷製本包装機械厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年5月1日認可 厚生労働省発年第0501014号）附則第3条の規定」と読み替えて適用するものとする。

（70歳台の在職者に係る支給停止に関する経過措置）

第5条 改正後の規約において、第55条第6項及び第59条の規定は、平成19年4月1日前において65歳以上の者については、適用しない。

附則別表

代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

昭和2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.04
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.230

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年2月18日から施行し、平成19年9月30日から適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年12月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、届出の日から施行し平成21年12月2日から適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前日において第1種退職年金（選択一時金を含む。以下本条において同じ。）、遺族一時金又は脱退一時金の受給権を有する者に支給する当該給付については、なお従前の例による。

2 施行日前の月に係る給付であって、施行日においてまだ支給していないものについて

は、なお従前の例による。

3 施行日の前日において60歳以上の加算適用加入員については、施行日以降この規約による変更前の全国印刷製本包装機械厚生年金基金規約（以下本条において「旧規約」という。）に基づき第1種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給を行う。

4 施行日前に加入員の資格を喪失し、施行日以降再びこの基金の加算適用加入員となった者については、旧規約に基づき第1種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給を行う。

（掛金に関する経過措置）

第3条 施行日前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

2 施行日以降にこの基金の設立事業所となった事業所（以下「編入事業所」という。）については、この基金の設立事業所となった日（以下「編入日」という。）の属する月から編入日以降最初に到来する財政再計算（財政再計算及び特別掛金の変更となる変更計算を含む。以下「財政再計算等」という。）の計算基準日の翌日が属する事業年度末月（財政再計算等の結果に基づき、基本特別掛金又は加算特別掛金が当該事業年度末月以前に変更となる場合は変更日前月とする。）までは、基本特別掛金及び加算特別掛金は徴収しないものとする。ただし、この基金の設立事業所が事業譲渡又は分割、合併したこと等により事業所を新設し、その事業所が編入事業所となる場合は、この限りではない。

3 編入事業所が、前条に該当して基本特別掛金及び加算特別掛金を徴収していない期間に第80条の4第1項又は第80条の5第1項に該当することとなった場合は、それぞれ同条同項に規定する特別掛金は徴収しないものとする。

附則

（選択一時金の支給）

第7条の2 選択一時金は、当分の間、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

（1） 第1種退職年金の受給権を有する者が第1種退職年金のうち第1加算年金及び第2加算年金に相当する部分の支給期間が10年に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

(2) 加算適用加入員期間10年以上ある者又は加算適用加入員の資格を喪失し、その後60歳に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

2 前項による選択一時金の請求は、第1加算年金及び第2加算年金の合計額に相当する部分について、次の各号に定めるいずれかの割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

(選択一時金の額)

第7条の3 選択一時金の額は、第1号又は第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に前条第2項の規定により選択一時金を請求した割合（以下「選択割合」という。）を乗じて得た額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち第1加算年金及び第2加算年金の合計額に、当該額に相当する部分を支給した期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額

(2) 前条第1項第2号に該当する場合

第46条第6項及び第7項の規定により計算した額の合計額に、選択時の年齢に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額

(第1種退職年金の特例)

第8条 附則第7条の2第1項に定める選択一時金の支給を受けた場合における第1種退職年金の額は、第53条第1項の規定にかかわらず、附則第7条の2第2項の規定により選択一時金の請求した次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 選択割合が4分の4の場合

基本年金額に相当する額

(2) 選択割合が4分の3の場合

基本年金額に相当する額と第1加算年金額及び第2加算年金額に相当する額に4分の1を乗じて得た額との合算額

(3) 選択割合が4分の2の場合

基本年金額に相当する額と第1加算年金額及び第2加算年金額に相当する額に4分の2を乗じて得た額との合算額

(4) 選択割合が4分の1の場合

基本年金額に相当する額と第1加算年金額及び第2加算年金額に相当する額に4分の3を乗じて得た額との合算額

2 選択一時金の支給を受けた者が再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金のうち第1加算年金及び第2加算年金に相当する部分、脱退一時金又は遺族一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額の計算の基礎となった再加入前の加入期間は加入員でなかったものとみなす。